

## 西宮市「トライやる・ウィーク」推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市立学校が行うトライやる・ウィークについて、教育委員会が学校、各校推進協議会会長、PTA代表との連絡及び意見交換を図ることを目的として、西宮市「トライやる・ウィーク」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) トライやる・ウィークの実施に関する事。
- (2) 各校区の現状や課題等に係る連携及び調整に関する事。
- (3) その他、西宮市「トライやる・ウィーク」に関する必要な事。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、学校教育部長をもって充てる。

### (職務)

第4条 会長は、協議会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長にも事故があるときは、協議会の委員のうちからあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (報償費)

第6条 前条第2項において招聘した者には、必要に応じて3,000円（税込）を支払う。

- 2 前項において西宮市及び西宮市立学校に勤務する一般職の公務員については、無報償とする。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

令和4年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	所属・役職
会長	教育長
副会長	学校教育部長
委 員	中学校長会会長
	中学校長会「トライやる・ウィーク」担当校長
	保護者代表
	各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
	各中学校「トライやる・ウィーク」関係職員
	付属西宮浜義務教育学校「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
	付属西宮浜義務教育学校「トライやる・ウィーク」関係職員
	西宮支援学校校長
	西宮支援学校関係職員
	学校教育課長